



南部町公告第34号

南部町医療健康センター照明設備賃貸借業務の公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について

南部町医療健康センター照明設備賃貸借業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和7年11月14日

南部町長 工 藤 祐 直



1 業務概要

(1) 業務名

南部町医療健康センター照明設備賃貸借業務

(2) 業務内容

LED照明器具の設置、維持管理等を含め、賃貸借契約を行い、賃貸借期間終了後は無償で譲渡するもの。

(3) 契約期間等

①設置期限 令和8年3月27日(金)まで

②賃貸借期間 設置完了から5年間

(4) 業務場所

南部町医療健康センター

2 参加資格要件

参加資格を有する者は、実施要領の配布日から契約又は協定締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。なお、本プロポーザル参加後においても、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること、又は同条第2項に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (4) 主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (5) 病床数100床以上の病院、国又は地方公共団体において、本業務と同種の実績があること。
- (6) 単体事業者に加え、複数の事業者による共同事業体の参加も認めるものとする。共同事業体を構成して参加する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。
- ① 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書等（任意様式）において明らかであること。なお、代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる構成員とし、本プロポーザル含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う権限を有するものとする。
 - ② 協定書等には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担及び全構成員が、当センターに対し連帯責任を負う旨を示す条項を記載して、別途町に提出すること。
 - ③ 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本業務の他の参加者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。また、構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって当センターが認めたときは、この限りでない。
 - ④ 共同事業体として本プロポーザルに参加する場合は、共同事業体内の各構成員が(1)～(5)を満たすこと。(6)については、共同事業体内のいずれかの構成員が満たしていればよいこと。

3 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期限
公募開始（ホームページで公開）	令和7年11月14日(金)
質問書受付	令和7年11月14日(金)から11月25日(火)
質疑回答	令和7年11月27日(木)
参加表明書受付締切	令和7年12月1日(月)
参加資格確認結果通知	令和7年12月3日(水)
提案書受付締切	令和7年12月3日(水)から12月15日(月)
プレゼンテーション	令和7年12月17日(水)
審査結果通知	令和7年12月19日(金)
契約締結	令和7年12月下旬

4 実施要領等の配布方法

- (1) 実施要領等の本プロポーザルに参加するために必要となる書類は、南部町医療センターホームページより取得すること。
- (2) ホームページのURLは次のとおり。
<https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/site/iryou/>

5 その他

詳細は、別紙「プロポーザル実施要領」による。

6 提出手続及び問合せ先

〒039-0502 青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山87番地 1

国民健康保険 南部町医療センター 事務局 管理班 三春

電話：0178-76-2001（代表） F A X：0178-76-2917

メールアドレス：miharu-noriyuki@town.aomori-nanbu.lg.jp

ホームページ：<https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/site/iryou/>